平成 24 年 1 月 13 日

各　　位

会　社　名　　株式会社デイトナ
代　表　者　　代表取締役社長　鈴木紳一郎
（コード番号　　ＪＱ　７２２８）
問合せ先　　取締役管理部長　中嶋哲司
（TEL　　０５３８－８４－２２００）

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続に関するおしらせ

当社は、平成 21 年３月 25 日開催の当社第 37 回定時株主総会の決議により承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」）といいます。）を導入しており、本プランの有効期限は、本年３月開催予定の当社第 40 期定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、第 40 期定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社株式の大量取得行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量取得行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、当社株式の大量取得行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量取得行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

しかしながら、本プラン導入後、当社を取り巻く経営環境が変化していること、買収防衛策については機関投資家、株主の皆様の中でも様々な見解が出されております。

このような状況の中、当社は本プランの継続について、慎重に検討いたしました。

その結果、当社は、更なる業績の向上やコーポレートガバナンスの強化等に取り組み、企業価値を向上させ市場から適正な評価を頂くことこそが最良の買収防衛策と考え、本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は本プランの非継続後も当社株式の大量取得が行われた際には、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、会社法、当社定款及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じる所存であります。

以上